

岩手県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨紫波町長から届出があった。

平成23年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 紫波郡紫波町南日詰字小路口に編入する区域

紫波郡紫波町南日詰字宮崎5の1、6の2、7の1、8の1、9の2、9の4、10の1、10の2、10の7の一部、11の1の一部、12から14までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

2 紫波郡紫波町南日詰字宮崎に編入する区域

(1) 紫波郡紫波町南日詰字小路口58の12の一部、58の17の一部、58の18、58の20、68の一部、79の1の一部、84の1の一部、100の一部、101の1から101の3までの各一部、102から104までの各一部、106から112までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

(2) 紫波郡紫波町南日詰字田中300から302までの各一部に隣接する水路である公有地の全部、298及び299に隣接する水路である公有地の一部及び302の地先の道路である公有地の全部

(3) 紫波郡紫波町南日詰字廿木183の一部、183の一部に隣接する水路である公有地の全部、183の地先の道路、水路である公有地の全部及び184、185の1、211、212の地先の水路である公有地の一部

3 紫波郡紫波町南日詰字田中に編入する区域

紫波郡紫波町南日詰字宮崎50の一部、76の一部、78の一部、79の一部、81から88までの各一部、89、90、91から95までの各一部、97の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに4の3から4の7までの地先の道路である公有地の全部

4 紫波郡紫波町南日詰字滝名川に編入する区域

紫波郡紫波町南日詰字廿木13の3、13の4、17の1、17の2、18の1、18の3、19の1、19の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

5 紫波郡紫波町南日詰字廿木に編入する区域

(1) 紫波郡紫波町南日詰字宮崎52の1、52の2、63の1の一部、63の3の一部、64、65の1の一部、67の4の一部、67の5の一部、68の4の一部、68の7の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

(2) 紫波郡紫波町南日詰字田中79の1の一部、112の一部、139の一部、168の一部、169、190の一部、191、221の一部、222、250の一部、251、293の一部、294の一部、295、296、301の一部、302の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに251、295、296、302の地先の道路である公有地の全部

(3) 紫波郡紫波町南日詰字八坂8に隣接する道路の一部、8の地先の水路である公有地の全部及び8に隣接する水路である公有地の一部

6 紫波郡紫波町南日詰字八坂に編入する区域

紫波郡紫波町南日詰字廿木114の1の一部、114の3の一部、114の4、129の4、129の5、376の1の一部、376の2の一部、377の一部、403の一部、405の一部、409から411までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに114の3の地先の道路である公有地の全部及び376の1、376の2の地先の道路である公有地の一部

7 紫波郡紫波町南日詰字下川原に編入する区域

紫波郡紫波町南日詰字八坂の44の1から44の3まで、45の1から45の3まで、46の1、46の2、47の1から47の3まで、48、115及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに44の1、45の1の地先の道路である公有地の全部

備考 関係図面は、紫波町役場に備えておいて縦覧に供する。